

福 島 県 知 事

※記入例

届出日を記入→

令和〇年〇〇月〇〇日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	電子メールアドレス：	shokuhin@〇〇〇.jp			法人番号：	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	申請者・届出者住所	※法人にあっては、所在地				↑ 国税庁法人番号公表サイトで検索し、記入	
	南相馬市原町区錦町一丁目30番地	← 営業者の住所（法人は所在地）を記入					
	(ふりがな)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	(生年月日)			
営業施設情報	申請者・届出者氏名	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				↓ 法人が営業者の場合は不要	
	〇〇	〇〇	← 営業者の氏名（法人は法人名及び代表者氏名）を記入				昭和〇〇年〇月〇〇日生
	郵便番号：	□□□-□□□□	電話番号：	□□□-□□□-□□□□	FAX番号：	□□□-□□□-□□□□	
	電子メールアドレス：	store1234@△△△.jp					
	施設の所在地	南相馬市原町区錦町一丁目30番地 ← 営業店舗の住所を記入					
	(ふりがな)	□□□□しょうてん					
	施設の名称、屋号又は商号	調理師は「調」、製菓衛生師は「製」、 ↓ 栄養士は「栄」に○をつける					
	□□□□商店	← 営業店舗の名称を記入					
	(ふりがな)	■ ■ ■ ■	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥			
	食品衛生責任者の氏名	※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）		
■ ■	■ ■	← 有資格者の氏名を記入		講習会名称	〇〇県食品衛生協会 令和〇年〇月〇〇日		
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		↑ 食品衛生責任者養成講習会の受講者は、講習会名と受講年月日を記入				
◎◎、◎◎◎	← 取り扱う食品等を記入						
自動販売機の型番	業態						
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。						
☐ HACCPに基づく衛生管理	← 従業員50人以上の施設は上の口に、それ以外の施設は下の口にチェック（✓）を入れる						
☒ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理							
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐	
営業届出	営 業 の 形 態					備考	
	1	〇〇販売業				← 該当する届出営業の業種を記入してください。詳しくは当所職員にお問い合わせください	
	2						
	3						
担当者	(ふりがな)	△△△△ △△△△				電話番号	
	担当者氏名	△△ △△ ← 届出の担当者氏名				△△△-△△△-△△△△	

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第 2 項関係			該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。			☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐②加糖粉乳 ☐③調製粉乳 ☐④食肉製品 ☐⑤魚肉ハム ☐⑥魚肉ソーセージ ☐⑦放射線照射食品 ☐⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐⑨マーガリン ☐⑩ショートニング ☐⑪添加物（法第13条第 1 項の規定により規格が定められたもの）			